

堺労働基準監督署 発表
令和6年11月26日

堺労働基準監督署
電話 072-340-3829

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検
(プレス機械作業主任者にその職務を行わせなかった疑い)

令和6年11月26日、堺労働基準監督署(署長 井手 奈津美)は、日亜精密工業株式会社及び同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- (1) 日亜精密工業株式会社
所在地 大阪府堺市美原区南余部
事業内容 金属加工製品製造業

- (2) 同社代表取締役A

2 違反条文等

労働安全衛生法違反
同法第14条
労働安全衛生法施行令第6条第7号
労働安全衛生規則第134条第3号
同法第119条第1号(罰則)
同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、同社の労働者を指揮するとともに同社の安全管理を行う者であるが、令和6年4月24日、同人は、同社労働者Bに圧力能力80トンのプレス機械を使用して金属製品の加工作業を行わせるに当たり、同プレス機械に設けられていた行程切替えキースイッチのキーをプレス機械作業主任者Cに保管させなければならなかったのに、これを行わせなかったものである。

4 参考事項

- (1) 令和6年4月24日、被疑会社において、労働者Bに、動力プレスによる金属加工作業を行わせた際、本来は、当該プレス機械のスライドを安全な行程に切り替えたうえで、当該切替えキースイッチをプレス機械作業主任者が保管すべきであったが、当該キーはプレス機械に差し込まれた状態であった。その結果、労働者Bは、スライドの行程を連続運転にしたままプレス機械を使用して作業を行ったため、金型に手を挟み、指2本の先端を切断するという労働災害が発生している。
- (2) 労働安全衛生法では、動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場については、法定の資格を有したプレス機械作業主任者を選任し、その者にプレス機械及びその安全装置の切替えキースイッチのキーを保管する等の職務を行わせなければならないと定められている。
- (3) 適用法条文は、別紙のとおり。

適用法条文

労働安全衛生法

(作業主任者)

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

(罰則)

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百五条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者

二から四まで 略

(両罰)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百十七条、第一百十九条又は第一百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生法施行令

(作業主任者を選任すべき作業)

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一から六まで 略

七 動力により駆動されるプレス機械を五台以上有する事業場において行う当該機械による作業

八から二十三まで 略

労働安全衛生規則

(プレス機械作業主任者の職務)

第百三十四条 事業者は、プレス機械作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

一 プレス機械及びその安全装置を点検すること。

二 プレス機械及びその安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。

三 プレス機械及びその安全装置に切替えキースイッチを設けたときは、当該キーを保管すること。

四 金型の取付け、取りはずし及び調整の作業を直接指揮すること。